

食品安全委員会事務局内部組織規則

(平成15年7月1日食品安全委員会事務局長決定)

最終改正 平成27年4月10日

(総則)

第1条 食品安全委員会事務局（以下「事務局」という。）の内部組織については、法令に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(係又は専門職)

第2条 事務局各課に、別表に定める係又は専門職を置き、その所掌事務は同表の定めるところとする。

(技術参与)

第3条 事務局に、技術参与を置く。

別表

総務課

係・専門職	所 掌 事 務
総括係	<ol style="list-style-type: none">1 局務の総合調整に関すること。2 委員会の国会関係事務に関すること。3 食品摂取による重大な健康被害に係る緊急時対応に関すること。4 その他局務で他の所掌に属しないものに関すること。
庶務係	<ol style="list-style-type: none">1 委員長の官印及び委員会印の保管に関すること。2 委員会の機構及び定員に関すること。3 委員会の人事に関すること。4 委員会の予算に関すること。5 事務局の職員の教養及び訓練に関すること。6 事務局の職員の福利厚生に関すること。7 委員会の公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。8 委員会の所掌に係る会計及び会計の監査に関すること。9 委員会所属の物品の管理に関すること。10 その他事務局の庶務に関すること。
委員会係	<ol style="list-style-type: none">1 委員会の運営に関すること。2 委員会の年間計画の取りまとめに関すること。

	3 食品安全基本法第21条第2項に規定する意見に関する こと。
国際係	1 国際関係事務の取りまとめに関する こと。 2 食品の安全性の確保に関する国際機関等との連絡調整 に関する こと。
国際調整専門職	食品の安全性の確保に関する国際機関等との連絡調整に 関する事務のうち専門的事項に関する こと。

評価第一課

係・専門職	所 掌 事 務
調整係	1 課の所掌事務で食品健康影響評価関係の調整に関する こと。 2 課の所掌事務で食品健康影響評価に関する年間計画の策 定に関する こと。 3 課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する こと。
添加物係	添加物の食品健康影響評価に関する こと（国際添加物係の 所掌に属するものを除く。）。
国際添加物係	国際汎用添加物の食品健康影響評価に関する こと。
農薬係	農薬の食品健康影響評価に関する こと（国際共同評価係の 所掌に属するものを除く。）。
国際共同評価係	国際的な共同評価の枠組により実施する農薬の食品健康影 響評価に関する こと。
器具・容器包装係	食品用器具及び容器包装の食品健康影響評価に関する こと。
化学物質・汚染物 質等係	1 食品中の化学物質及び汚染物質の食品健康影響評価に関 する こと。 2 前号に掲げるもののほか、化学物質系の食品健康影響評 価で他の所掌に属しないものに関する こと。
調査・研究係	1 食品健康影響評価を行うために必要な科学的調査及び研究に関

	<p>すること。</p> <p>2 関係試験研究機関との連絡に関すること。</p>
評価専門職	<p>課の所掌事務で食品健康影響評価に係る専門的事項に関すること。</p>

評価第二課

係・専門職	所 掌 事 務
調整係	<p>1 課の所掌事務で食品健康影響評価関係の調整に関すること。</p> <p>2 課の所掌事務で食品健康影響評価に関する年間計画の策定に関すること。</p> <p>3 課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。</p>
動物用医薬品係	<p>動物用医薬品等の食品健康影響評価に関すること。</p>
飼料・肥料等係	<p>飼料、肥料等の食品健康影響評価に関すること。</p>
微生物・ウイルス・寄生虫係	<p>微生物、ウイルス及び寄生虫の食品健康影響評価に関すること。</p>
プリオン・自然毒等係	<p>1 プリオン並びにかび毒及び自然毒の食品健康影響評価に関すること。</p> <p>2 前号に掲げるもののほか、生物系の食品健康影響評価で他の所掌に属しないものに関すること。</p>
新食品等係	<p>1 新開発食品の食品健康影響評価に関すること。</p> <p>2 特定保健用食品の食品健康影響評価に関すること。</p> <p>3 遺伝子組換え食品等の食品健康影響評価に関すること。</p> <p>4 前3号に掲げるもののほか、食品健康影響評価で他の所掌に属しないものに関すること。</p>
評価専門職	<p>課の所掌事務で食品健康影響評価に係る専門的事項に関すること。</p>

情報・勧告広報課

係・専門職	所 掌 事 務
管理係	<ol style="list-style-type: none"> 1 食品の安全性の確保に関する関係行政機関との連携に関すること。 2 課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
情報第1係	<p>評価第一課の所掌に属する事項に関する情報の収集、整理及び分析に関すること。</p>
情報第2係	<p>評価第二課の所掌に属する事項に関する情報の収集、整理及び分析に関すること。</p>
勧告・モニタリング係	<ol style="list-style-type: none"> 1 食品健康影響評価の結果に基づく勧告に関すること。 2 食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況の監視に関すること。 3 食品の安全性の確保のため講ずべき施策に関する意見に関すること。
計画係	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員会の所掌事務に関して行う広報に関すること。 2 委員会に係るホームページの維持管理に関すること。 3 食品の安全性の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換に関する計画の立案に関すること。 4 委員会の保有する情報の公開に関すること。 5 委員会の保有する個人情報の保護に関すること。
交流係	<ol style="list-style-type: none"> 1 食品の安全性の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換に関すること（他係の所掌に属するものを除く。）。 2 消費者等からの意見聴取に関すること。
リスクコミュニケーション専門職	<p>食品の安全性の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換に関する事務のうち専門的事項に関すること。</p>

附 則

この決定は、平成27年4月10日から施行する。